

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件案に関する意見募集の結果について

令和7年9月30日
こども家庭庁成育局保育政策課

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件案」について、令和7年8月5日（火）から令和7年9月3日（水）まで御意見を募集したところ、計9件の御意見を頂きました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	概要3頁と5頁の2つ目の○について、市町村の区域を超えた利用として「認める内容」を整理すべき。こどもを預かるうえでは、市町村間での情報共有が必要であり、こどもの安全を優先した仕組みにすべきだと考える。	御意見として承ります。なお、法律上、居住地市町村以外の市町村においても、こども誰でも通園制度を利用することは可能です。
2	概要3頁について、「参酌基準として、満三歳未満の小学校就学前子どもの数から」とあるが、児童福祉法及び児童福祉法施行規則によれば、出生の日から六箇月を経過しない乳児は事業の対象外とされているのだから、このような記述は適切ではないため修正すべき。	御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。

3	<p>概要 4 頁について「児童福祉法第三十五条第二項の認可の申請があった場合」とあるが、児童福祉法第三十五条第二項は乳児等通園支援事業にかかる認可の申請を定めた規定ではないのだから、このような記述は適切ではないため修正すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。</p>
4	<p>「整備」という言葉とともに「基盤整備」という言葉があり、両者に意味の違いがあるのであれば、その違いについて明確に記述すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。</p>
5	<p>概要 11 頁について、保育士の規定変更に関して、地域限定保育士を保育士とみなすということだが、一般的に、「みなす」という言葉は、本来性質や機能が異なる二つのものについて、ある条件下においてそれらを同様の扱いをする場合に用いる言葉であり今回のような場合は、保育士という言葉に注釈をつけ、地域限定保育士を「含める」という記載にすべき。それでもあえて地域限定保育士を保育士とみなしたいのであれば、別に項目を立てるのが一般的な方法ではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。</p>